

嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する意見書

令和2年11月16日から19日にかけて、嘉手納基地においては連日早朝からエンジン調整及びF-15戦闘機等が断続的に離発着、また滑走路を低空で通過する訓練や基地上空での旋回等の飛行訓練を繰り返し、夜遅くまで激しい騒音を撒き散らした。この4日間で43件もの騒音激化に伴う苦情や怒りの声が寄せられており、町民の怒りは爆発寸前である。

本町の騒音測定調査によると、騒音被害が酷かった同月17日の騒音発生回数と前年同月の一日平均回数を比較すると、屋良測定局で150回増（約5倍）、嘉手納測定局で128回増（約3.6倍）、兼久測定局で93回増（約4.5倍）と町全域で騒音激化していることが明らかになった。また、同日の各測定局での最大値は屋良で100デシベル、嘉手納94.7デシベル、兼久90.1デシベルを記録した。

同月16日に横田基地からCV-22オスプレイ3機が飛来、また同月20日には岩国基地からFA-18戦闘攻撃機2機が飛来しており、米軍の嘉手納基地運用は町民の受忍限度をはるかに超えており、断じて看過することはできず強い怒りを持って抗議する。

日米両政府は町民の切なる願いに真摯に耳を傾け、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納基地の負担軽減に向けて速やかに取り組むべきである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施すること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減に向けた取り組みを速やかに実施すること。
- 3 嘉手納基地への外来機の飛来を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県知事

嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する決議

令和2年11月16日から19日にかけて、嘉手納基地においては連日早朝からエンジン調整及びF-15戦闘機等が断続的に離発着、また滑走路を低空で通過する訓練や基地上空での旋回等の飛行訓練を繰り返し、夜遅くまで激しい騒音を撒き散らした。この4日間で43件もの騒音激化に伴う苦情や怒りの声が寄せられており、町民の怒りは爆発寸前である。

本町の騒音測定調査によると、騒音被害が酷かった同月17日の騒音発生回数と前年同月の一日平均回数を比較すると、屋良測定局で150回増（約5倍）、嘉手納測定局で128回増（約3.6倍）、兼久測定局で93回増（約4.5倍）と町全域で騒音激化していることが明らかになった。また、同日の各測定局での最大値は屋良で100デシベル、嘉手納94.7デシベル、兼久90.1デシベルを記録した。

同月16日に横田基地からCV-22オスプレイ3機が飛来、また同月20日には岩国基地からFA-18戦闘攻撃機2機が飛来しており、米軍の嘉手納基地運用は町民の受忍限度をはるかに超えており、断じて看過することはできず強い怒りを持って抗議する。

日米両政府は町民の切なる願いに真摯に耳を傾け、平成18年の米軍再編ロードマップで合意された嘉手納基地の負担軽減に向けて速やかに取り組むべきである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施すること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減に向けた取り組みを速やかに実施すること。
- 3 嘉手納基地への外来機の飛来を中止すること。

以上、決議する。

令和2年11月26日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長